

長野県動物愛護会北信濃支部規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は長野県動物愛護会北信濃支部（以下「本会」という。）と称し、事務所を北信保健所内に置く。

(目 的)

第2条 本会は動物の虐待を防止し、人と動物が共存する豊かな地域社会をつくるため、動物の適正な飼育管理の知識と、動物愛護思想の普及啓発を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 動物の保護及び管理に関する法律の普及啓発に関する事業
- (2) 動物の飼育管理の適正化と法令違反防止に関する事業
- (3) 動物に関する研究、調査、知識の交換に関する事業
- (4) 動物愛護週間行事に関する事業
- (5) その他目的達成のため必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第4条 会員は正会員及び賛助会員で、次のとおりとする。

- (1) 正会員は本会の目的に賛同し、入会を希望する個人とする。
- (2) 賛助会員は本会の目的達成のため協力賛同し、入会を希望する団体とする。

(会 費)

第5条 会員は次に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- (1) 正 会 員 年 額 1,000円
- (2) 賛助会員 年額1口 10,000円

第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-----------|-----|----------|-----|
| (1) 支 部 長 | 1 名 | (2) 副支部長 | 2 名 |
| (3) 理 事 | 若干名 | (4) 監 事 | 2 名 |

(役員を選任)

第7条 本会の役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 支部長、副支部長は、理事の互選とする。
- (2) 理事及び監事は、本会又は支部が実施するボランティア活動へ参加した者から理事会において候補者を選出し、総会において選任する。

(役員職務)

第8条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故あるときは職務を代行する。
- (3) 理事は、会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、会務状況と会計を監査する。

(役員任期)

第9条 本会の役員の任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第10条 本会は、理事会の承認を得て、顧問及び参与を置くことができる。

第4章 会 議

(会 議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第12条 総会は会員をもって、理事会は理事をもって構成する。

(議決事項)

第13条 通常総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更に関する事。
- (2) 事業計画及び事業実績に関する事。
- (3) 収支予算及び収支決算に関する事。
- (4) 役員の選任に関する事。
- (5) その他、本会運営の重要事項に関する事。

2 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。

(開 催)

第14条 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は支部長が必要と認めたととき、又は会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

2 総会審議は書面（電磁的記録を含む）又は集会形式とする。

3 理事会は、支部長が必要と認めたとときに開催する。

(召 集)

第15条 総会及び理事会は、支部長が召集する。

(議 長)

第16条 総会及び理事会の議長は、支部長があたる。

(議 決)

第17条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

第5章 資産会計年度

(経 費)

第18条 本会の運営に要する経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会 計)

第19条 本会の会計事務は、長野県の定める財務規則（昭和42年1月30日規則第2号）に準じて行う。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 補 則

(規 定)

第21条 この会の運営について必要な規定は、支部長が理事会の議決を経て別に定める。

付則 1 この規約は平成10年6月23日から施行する。

- 2 設立総会で選任された役員の任期は、第9条の規定にかかわらず次の通常総会までとする。
- 3 この規約は令和5年6月23日から施行する。(一部改正)
- 4 この規約は令和7年6月 日から施行する。(一部改正)